

中小企業等経営強化法に基づく

経営革新計画 1 事業者を新たに承認しました

1. 「経営革新計画」とは

経営革新計画とは、中小企業等が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。

2. 承認状況

新規承認件数：1 件（R8.3.31 承認）

| 事業者名 | 所在地 | 計画のテーマ |
|----------|-----|-------------------------------|
| 山崎酒造株式会社 | 太田市 | 海外の富裕層が唸る高付加価値日本酒の開発とブランド戦略構築 |

令和 8 年 3 月 31 日時点での累計承認件数は、1,266 件。（令和 7 年度の累計承認件数は 7 件。）

3. 承認の仕組み

中小企業等が「経営革新計画」を作成し、県の承認を得ると、県及び政府系金融機関の低利融資制度や、信用保証協会の保証枠の拡大など、各種の支援措置の利用が可能となります。

□ 承認の条件

- (1) 3～8 年間の計画であること。
※計画期間は、研究開発期間（0～5 年）と事業期間（3～5 年）とで構成。
- (2) 事業内容が、次のいずれかに該当し、かつ、本県の中小同業者において未だ一般化されていない新たな試みであること。
 - ア. 新商品の開発又は生産
 - イ. 新役務の開発又は提供
 - ウ. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - エ. 役務の新たな提供の方式の導入
 - オ. 技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - カ. その他の新たな事業活動
- (3) 経営革新を行うことによって、当該企業の付加価値額又は 1 人当たりの付加価値額及び給与支給総額が下表のとおり向上する見込みがあること。

| 事業期間 | 付加価値額又は 1 人当たりの付加価値額の伸び率 | 給与支給総額の伸び率 |
|------|--------------------------|------------|
| 3 年 | 9 % 以上 | 4. 5 % 以上 |
| 4 年 | 1 2 % 以上 | 6. 0 % 以上 |
| 5 年 | 1 5 % 以上 | 7. 5 % 以上 |

| | | | |
|-------------------|--|------------|----------------|
| 企業名 | 山崎酒造株式会社 | 代表者 職氏名 | 代表取締役 山崎 俊之 |
| 業 種 | 585 酒小売業 | 設 立 年月日 | 1951年5月17日 |
| 所在地 | 群馬県太田市木崎町 966 番地 | 資本金 | 10,000 千円 |
| T E L | 027-656-1241 | 従業員 | 4 名 |
| U R L | https://www.yamazaki-shuzo.com/ | | |
| 経営革新 計 画 の 概 要 | <p>テーマ：海外の富裕層が唸る高付加価値日本酒の開発とブランド戦略構築</p> <p>計画の概要：</p> <p>当社は明治8年創業、130年超の歴史を持つ老舗酒造。現在は、地域に根差し自社銘柄をOEMで委託製造し販売を行っている。希少な清酒製造免許と旧酒類小売免許を保有しており、自社で清酒製造できる点が強み。</p> <p>本計画では、13%以下の低アルコール吟醸造りを自社で実施するため、吟醸甑、小型製麹機、吟醸用モロミ搾り機に設備投資する。モロミ管理から貯蔵までの温度・比重・香味データを蓄積しクラウドサービス上で解析する「AI杜氏システム」により、低アルコール吟醸造りに不可欠なデータ管理を行い、人材不足と技能承継にDX対応しつつ、品質安定と省人化を実現する。また、地元農家との連携や自社田取得による酒米の契約栽培を進め、利根川水系の水と自社米から成る「群馬のテロワール」を確立し、酒蔵ツーリズムや6次産業化を通じて農地保全・雇用創出・観光振興への波及効果を図る。</p> | | |